落札の決定は、当庁が提示する各作業の予定数量に入札金額（各単価）を乗じて得た総価（当該金額に１円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）で行うので、当該総価を上記の単価に併せて記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和38年６月26日付け38会第391号）により、平成31・32・33年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」・「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。

⑷　経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

⑸　ＪＩＳ　Ｑ　15001に適合したマネジメントシステムを有することについて、第三者の制度による認証を受けていること。

3　入札者の義務

この一般競争に参加を希望する者は、中小企業庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の提出期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した適合証明書は中小企業庁において適合審査するものとし、採用し得ると判断した適合証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒100―8912 東京都千代田区霞が関一丁目３番１号　経済産業省中小企業庁事業環境部消費税転嫁対策室担当　松本　裕二　電話03―3501―1502（ダイヤルイン）

⑵　入札説明会の日時及び場所　平成31年３月14日15時00分　経済産業省別館８階835室

⑶　適合証明書の提出期限　平成31年３月22日12時00分　中小企業庁事業環境部消費税転嫁対策室

⑷　入札書の受領期限と開札の日時及び場所　平成31年４月22日15時00分　経済産業省別館８階835室

※開札は入札終了後直ちに行う。

5　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　全額免除。

⑶　入札者に要求される事項　入札に参加する者は、入札説明書に掲げる証明書等を入札書の提出期限までに提出しなければならない。入札者は当該証明書に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、入札者の提出した証明書は中小企業庁において審査するものとし、採用し得ると判断した証明書を添付した入札書のみを、落札決定の対象とする。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　その他　詳細は入札説明書による。

なお、事業実施期間は、契約締結日～平成32年３月31日とし、かつ、本事業は、平成31年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、落札予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札者とすることとする。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tadashi Mogi Director for Policy Coordination, Small and Medium Enterprise Agency, Ministry of Economy, Trade and Industry.

⑵　Classification of the products to be procured : 71

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Data entry of survey results regarding actions of refusing to pay transferred consumption tax to contracting companies 1 set

⑷　Delivery period : by 31 March, 2020

⑸　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who :

①　Do not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

②　Do not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　Have Grade A, B or C in offer of service in terms of the qualification for participating in tenders by METI (Ministry of Economy, Trade and Industry) (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2019, 2020 and 2021.

④　Are not the subject of ⓐan order prohibiting them from receiving subsidies from the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) ; ⓑan order prohibiting them from concluding contracts with METI ; ⓒan order disqualifying them from bidding for METI projects conducted under the “designated bidder” system

⑤　The contractor must have the Privacy Mark license (JISQ15001).

⑹　Time-limit for Proposal documents and tender : 3 : 00 P.M. 22 April 2019

⑺　This Agreement and the requirements of 30 budget for fiscal establishment year.

⑻　Contact point for the notice : Yuji Matsumoto, Office for Proper Transfer of Consumption Tax Small and Medium Enterprise Agency, Ministry of Economy, Trade and Industry 1―3―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8912 Japan TEL 03―3501―1502

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該契約に係る平成31年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成 31 年３月４日

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部長　佐藤　　肇

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発機械第 17 号（№17）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　17

⑵　購入等件名及び数量

除雪トラック（10ｔ級、６×６、ＩＧ）３台（電子入札対象案件）

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　納入期限　平成31年10月31日

⑸　納入場所　支出負担行為担当官が指定する場所。

⑹　入札方法　国の所有に属する自動車等との交換契約とし総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された交換差金（自動車重量税及び新規に購入する自動車に係るリサイクル料金等を含む）に、国が引渡す物品と国が購入する物品の差額（自動車重量税及びリサイクル料金等を除く）の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を